

# SMBC (CHINA) NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

2018年7月31日

## 商務部、外商投資企業の備案管理弁法を改定

商務部は2018年6月29日付で、《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》改定に関する決定》(商務部令2018年第6号、以下「6号令」)を公布し、2018年6月30日より施行しました。

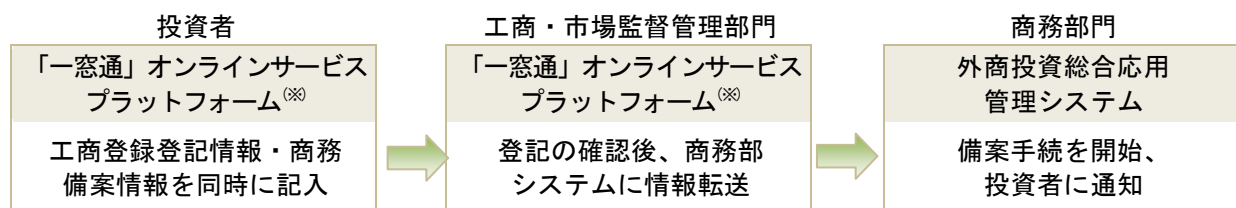
6号令は、従前の《外商投資企業設立および変更備案管理暫定弁法》(商務部令2017年第2号、以下「2号令」)の改定となります。6号令では、外商投資企業の設立時、従来の「商務備案・工商登記でそれぞれの当局へ資料提出する手続」を「一つの書式・ワンストップ手続」へ簡素化するなど、一部の備案管理を変更しました。

なお、商務備案事項の「変更」手続は、引き続き商務部門システムへのオンライン備案となり、工商登記情報の変更も必要な場合は別途工商部門への申請が必要となります。

### □ 備案手順の変更 (新規設立、内資企業から外商投資企業へ変更の場合)

(新) 6号令	(旧) 2号令
<p><b>第5条</b></p> <p>外商投資企業の設立について、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、全ての投資者(あるいは外商投資株式有限公司の董事会)が指定した代表または共同委託した代理人が工商・市場監督管理部門に設立登記を行う際、外商投資企業設立備案情報をオンラインで一括送信・報告しなければならない。</p> <p>合併買収・吸収合併などの方式により、非外商投資企業が外商投資企業に変更となり、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、工商・市場監督管理部門に変更登記を行う際、外商投資企業設立備案情報をオンラインで一括送信・報告しなければならない。</p> <p>備案機関は、工商・市場監督管理部門が転送する備案情報の取得時より、備案手続の取扱を開始し、同時に投資者に告知しなければならない。</p>	<p><b>第5条</b></p> <p>外商投資企業の設立について、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、企業名称事前認可の取得後、全ての投資者(あるいは外商投資株式有限公司の全ての発起人)が指定した代表または共同委託した代理人であれば営業許可証発行前、あるいは外商投資企業が指定した代表または委託した代理人であれば営業許可証発行後30日以内に、総合管理システムを通じて、《外商投資企業設立備案申告表》・関連書類をオンラインで作成並びに提出し、設立備案手続を行わなければならない。</p> <p>合併買収・吸収合併などの方式により、非外商投資企業が外商投資企業となり、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、本条第一項に基づき設立備案手続を行い、《設立申告表》を作成する。</p>

今後、「新規設立」・「内資企業から外資企業への変更」の備案手順は以下となります。



※ 上海市におけるオンラインプラットフォームの名称で、地域によって名称が異なります

# SMBC (CHINA) NEWS



**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

## □ 外資による上場会社への戦略投資の備案範囲変更

(新) 6 号令	(旧) 2 号令
<p><b>第 7 条</b></p> <p>外商投資の上場会社が新たな外国投資者を引き入れる戦略投資について、備案範囲に該当する場合、証券登記決済機構の登記後 30 日以内に変更備案手続を行い、「変更申告表」を作成しなければならない。</p>	<p><b>第 7 条</b></p> <p>外国投資者による非外商投資の上場会社への戦略投資について、本弁法が規定する備案範囲に該当する場合、証券登記決済機構の登記前あるいは登記後 30 日以内に備案手続を行い、「設立申告表」を作成しなければならない。</p> <p>外商投資の上場会社が新たな外国投資者を引き入れる戦略投資について、備案範囲に該当する場合、証券登記決済機構の登記前あるいは登記後 30 日以内に変更備案手続を行い、「変更申告表」を作成しなければならない。</p> <p>備案完了後、戦略投資の備案情報に変更が生じた場合、「証券法」および関連規定が要求する情報開示義務者による情報開示義務の履行日から 5 日以内に変更備案を行わなければならない。</p>

6 号令では「外国投資者の上場会社に対する戦略投資への備案制の適用」が削除されたため、今後は、外国投資者による非外資系上場会社に対する戦略投資は、参入特別管理措置の範囲に該当するか否かに関わらず、商務部の審査批准が必要となります。

## □ 備案管理の適用範囲

対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新設・設立済みの外商投資企業</li> </ul>
備案範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 設立               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外商投資企業の設立</li> <li>✓ 合併買収・吸収合併などにより非外商投資企業が外商投資企業となる場合</li> </ul> </li> <li>● 変更               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外商投資企業の企業基本情報変更、投資者の基本情報変更、合併買収による外商投資企業設立取引の基本情報変更、持分（株式）・合作権益変更、合併・分割・終了、財産権益の対外担保・譲渡、中外合併企業の外資出資者による先行投資回収、中外合併企業による経営管理の委託を含む</li> <li>✓ 「外商投資の上場会社」（外資上場企業）が新たな外国投資者を引き入れる戦略投資</li> </ul> </li> </ul>

※ 投資性公司などの投資類外商投資企業からの投資は、外国投資者からの投資と見なされます

※ 備案管理は参入特別管理措置(ネガティブリスト)に関わらない場合に限りです

以上

**SMBC (CHINA) NEWS**

**SMBC**  
SUMITOMO MITSUI  
BANKING CORPORATION  
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

**ご照会先**

本店：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街 1 号 市府恒隆広場 16 階 1606 室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781  
 北京支店：北京市朝陽区光華路 1 号 北京嘉里中心北樓 16 階 1601 号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080  
 天津支店：天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111  
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新國際商務広場 12 階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 國際大廈 16 樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道 333 号 科創大廈 8 樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協國際商務広場 2001-2005 室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500  
 杭州支店：杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699  
 広州支店：広州市天河区華夏路 8 号 國際金融広場 12 階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路 1 号 嘉里建設広場二座 23 層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路 22 号 重慶長江國際 1 棟第 34 階 02 号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301  
 大連支店：大連市西崗区中山路 147 号 森茂大廈 4 樓-A 室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX 番号：86-(411)-3905-8599